

掛川市立大坂小学校いじめ防止基本方針

1 いじめに対する基本認識

(1) いじめの定義

「いじめ」とは、児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人間関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。

（いじめ防止対策推進法 第2条第1項）

(2) いじめに対する基本的な考え方

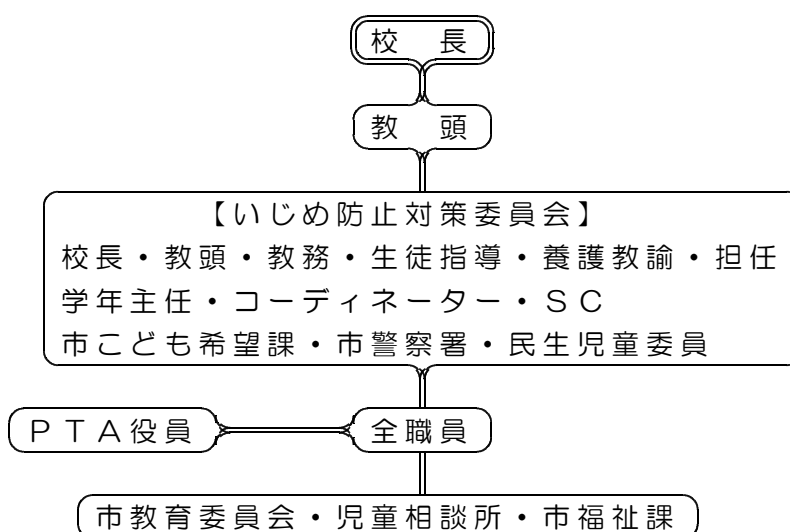
「いじめはどの学校でも、どの学級でも、どの児童にも起こり得る」という認識でいじめ問題に迅速かつ組織的に対応する。情報は全職員で共有し、全ての児童をいじめに向かわせないための未然防止・早期発見・早期対応に努める。

- ①いじめは人権侵害であり「いじめを絶対に許さない」学校をつくる
- ②いじめられている児童の立場に立ち、絶対に守る強い意志をもつ
- ③いじめる側の児童に対しては、毅然とした対応と粘り強い指導をおこなう
- ④保護者との信頼関係を築き、地域や関係機関との連携・協力を努める。

2 学校におけるいじめ防止等の対策のための組織

(1) いじめ防止対策委員会

校内に「いじめ防止対策委員会」を設置し、いじめ防止等に対する取り組みについて計画的・組織的に対応できるようにする。



【構成員の役割】

校長…生徒指導対策委員会の招集，話し合いの最終決定

教頭…校長の補佐

教務主任…生徒指導対策委員会の日程調整

生徒指導主任…生徒指導対策委員会の進行

養護教諭…当該児童の出席，健康上の実態把握

当該担任…当該児童の問題行動の実態把握，保護者との連絡

スクールカウンセラー…教育相談等からの情報収集

(2) ケース会議

ケース会議を開き，個別の事案に対応する。

担任からの申し出だけでなく，問題を把握した時点で早急に対応する。

(3) 外部機関

校内だけでなく，スクールカウンセラーや市こども希望課等とも連携していく。

3 いじめ未然防止のための取り組み

(1) 生活アンケート

年間4回（場合によっては臨時に）全児童を対象にアンケートを行う。

児童本人の困り感や，他の児童の困り感を拾い上げるための一助とする。

児童の困り感を全職員にも知らせ，共通理解を図り学校全体が同一歩調で取り組めるようにする。

(2) 学級経営

ア 学級担任は子どもたちの日々の様子を観察するとともに，連絡帳等により家庭との連絡を密にし，子どもたちの人間関係や心の様子等の把握に努める。

イ 年間4回実施する「生活アンケート」の結果を生かし，児童の心に寄り添った対応を心がける。

(3) 人間関係づくりプログラムの実施

年間4時間の学級活動の時間を「人間関係づくりプログラム」の時間とし，友達とのよりよい関係を築けるように，話の聞き方，自己表現の仕方，気持ちへの対応等について学び，他に思いやりを持った行動がとれるようにする。

(4) 道徳教育

ア 道徳の授業を通して，児童の個性の伸長，親切・思いやりの心を育む。

イ 全教育活動を通じて道徳教育を実践し，人権尊重の精神，思いやりの心を育む。

ウ 掛川市で推進している「報徳の教え」に基づき，人のために感謝の気持ちをもって行動する態度を育てる。

(5) 相談体制

ア 児童や保護者にスクールカウンセラーの活用を呼びかける。

イ 6年生を対象に，スクールカウンセラーによる「思春期講座」を実施する。

- ウ 保護者に対し年間4回程度の教育相談日を設定。相談日以外の日でも随時対応する。
- エ 児童に対して「ふらわぁウイークす」として朝の活動等に相談時間を設定する。
- オ 児童相談所や掛川市こども希望課にいつでも相談できるよう体制を整える。

4 ネット（SNS）上のいじめに対する対応

インターネットだけでなく、現在ではゲーム機にも他者と通信できるものがある。これらの情報網の中でのいじめ問題も深刻化している。

我々は常に情報機器の最新情報に関心を払うとともに、情報モラルに対する授業を行う。情報機器を扱う際、自身を守り他者を傷つけない子どもたちを育てることはいじめを防止していく。

5 早期発見のために

いじめは大人の目の届かないところで起きることが殆どである。そこで、学校だけでなく家庭や地域、関係機関と連携して全力で実態把握に努めることが肝要である。

- （1）児童の声に耳を傾ける。（日常の会話，生活アンケート，教育相談等）
- （2）児童の行動に着目する。（表情，服装や友人関係の変化等）
- （3）保護者との連携を図る。（家庭訪問，教育相談，連絡帳，懇談会等）
- （4）地域（関係機関）との連携を図る。（交流，情報交換等）

6 早期解消に向けて

いじめの問題が発生したときには、詳細な事実確認に基づき早期に適切な対応を心がける。関係する児童や保護者が納得する解消をめざす。

- （1）いじめに関わる相談を受けた場合には速やかに事実の確認を行う。
- （2）いじめの情報を得た場合には速やかに「いじめ防止対策委員会」等を開き、対応策等を協議する。また、全職員にも状況を伝え協力を求める。いじめの内容やその対応について正確な記録を残す。
- （3）いじめを受けている児童やその保護者の立場に立ち、詳細な事実確認を行う。学級担任だけで抱え込むことなく、学年・学校全体で組織的に対応する。
- （4）いじめを受けた児童が安心して生活を続けられるよう、保護者と連携を図るとともに、必要と認めた場合一定期間保健室等の別室において学習できる措置を講じる。
- （5）犯罪行為として取り扱われるべき事案については、掛川市教育委員会，児童相談所，掛川市こども希望課，掛川警察署等にも連絡をし，関係機関とも連携して対応に当たる。

7 重大事態への対応

(1) 重大事態とは

- ア いじめにより児童の生命・心身または財産に重大な被害が生じた疑いがあると認められた場合
- イ いじめにより児童が相当の期間学校を欠席する（年間30日を目安とする。一定期間連続して欠席している場合も含む。）ことを余儀なくされている疑いがあると認められる場合。
- ウ 児童や保護者から「いじめられて重大な事態に至った」という申し立てがあった場合。

(2) 重大事態への対応

- ア 重大事態が発生した旨を速やかに掛川市教育委員会に報告する。
- イ 掛川市教育委員会との協議の上、当該事案に対処する組織を設置する。
- ウ 上記組織を中心として、事実関係を明確にするための調査を実施するとともに、関係機関との連携を適切に行う。
- エ 上記調査結果については、いじめを受けた児童・保護者に対して事実関係その他の必要な情報を適切に提供する。

8 関係諸機関との連携

いじめが発生した場合、本校の「いじめ防止対策委員会」が中心となって対応を進めていくが、いじめの実態に応じて他の関係諸機関とも連携して対応する。その場合には迅速に情報を共有し合い、協力して対応に当たる。

平成26年6月策定
令和5年3月改定

☆掛川市教育委員会	0537・21・1156
☆西部児童相談所	0538・37・2810
☆掛川市こども希望課	0537・21・1205
☆掛川警察署	0537・22・0110